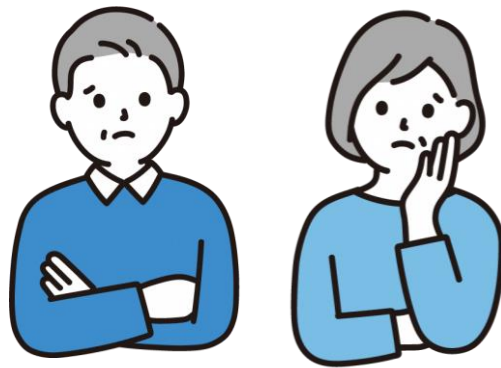


司法書士による 相続登記手続の無料相談会

事前予約制

秘密厳守

2024年4月から、不動産を相続した相続人は、登記手続を行うことが義務となりました。
「手続はどのように行うの?」「いつまでにするの?」
など、ぜひお気軽にご相談ください。



対象

中野区にお住まいの方

場所

中野区役所(中野区中野4-11-19) 4階専門相談室

開催日

毎月第4木曜日 13時～16時 ※12月は第2木曜日

【相談時間】25分 【定員】12名

開催日		時間	予約受付開始日
2025年 4月	24日(木)	13時～16時	4月 17日(木) 午前9時
5月	22日(木)	13時～16時	5月 15日(木) 午前9時
6月	26日(木)	13時～16時	6月 19日(木) 午前9時
7月	24日(木)	13時～16時	7月 17日(木) 午前9時
8月	28日(木)	13時～16時	8月 21日(木) 午前9時
9月	25日(木)	13時～16時	9月 18日(木) 午前9時
10月	23日(木)	13時～16時	10月 16日(木) 午前9時
11月	27日(木)	13時～16時	11月 20日(木) 午前9時
12月	11日(木)	13時～16時	12月 4日(木) 午前9時
2026年 1月	22日(木)	13時～16時	1月 15日(木) 午前9時
2月	26日(木)	13時～16時	2月 19日(木) 午前9時
3月	26日(木)	13時～16時	3月 19日(木) 午前9時

ご予約は

☎03-3228-8802

【共 催】中野区・東京司法書士会中野支部

【お問合せ】中野区役所 区民相談係 ☎03-3228-8802(平日8時30分～17時15分)